

府庁本館活用に関する留意事項

- (1)本館階段下、玄関ロビーで実施する場合は、通行人の通路を確保すること
- (2)階段は左右どちらも登れるように通路を確保すること
- (3)新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大阪府から府民等への要請内容に従って実施すること

【イベントの開催について】

大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保

大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第で、上記要請内容が変更する場合がある

- (4)本館への入口は南玄関のみであり、入館者には入口で検温を実施すること
- (5)本館入館時には所定様式に氏名・電話番号・用務先を記入し、在館中は「一般来庁者用入館証」を着用すること
- (6)イベント実施時、本館の正面玄関の中央扉(下図扉2)は開放不可
- (7)換気のため、正面玄関の一部(下図扉1及び扉3)を開放することは可能。但し、そこからの入退場は不可
- (8)新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、本館でのイベント実施時の最大収容人数は30名程度

【本館活用イメージ図】(例)玄関ロビーで実施の場合

※正面玄関の扉1及び扉3は開放可(但し、そこからの入退場不可)

